

徳島市会計年度任用職員募集案内（パートタイム勤務） 【市営住宅使用料の徴収業務（訴訟等事務手続）】

令和7年2月28日

徳島市都市建設部住宅課

申込受付期間：令和7年3月4日（火曜日）～令和7年3月14日（金曜日）

1 申込みは、持参又郵便で行ってください。【必着】

2 持参による申込みは、開庁日の8時30分から17時まで受付します。

1 募集内容

業 務 名	市営住宅使用料の徴収業務（訴訟等事務手続）
採用予定人員	1人
職務の内容	住宅使用料（家賃）滞納者に対する調停や、明渡し訴訟に関する事務手続き及び、その他関連業務等
勤務場所	徳島市役所本館4階 住宅課
任用期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで ※ 勤務成績が良好な場合には、令和8年度以降も再度任用することがあります。（任用初年度を含めた3年度を限度とします）
受験資格	次の(1)から(4)までの要件を満たす人（年齢、学歴は問いません） (1) <u>裁判所書記官の実務経験者など、訴訟等に関する専門知識を有する人</u> (2) 任用期間を通じて職務に従事できる人 (3) パソコンの基本操作（文書作成）ができる人 (4) 次のいずれにも該当しない人 ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 ②徳島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 ※ 日本国籍を有しない人で就労が制限されている在留資格の人は採用されません。

2 試験日時・試験場及び合格発表

試験日時	試験場	合格発表
住宅課が指定する日時 ※ 個別に連絡します。	徳島市役所本館4階 401会議室	試験実施後、受験者に文書で 通知します。

※ 付近に受験者用の駐車場はありませんので、必ず交通機関等を利用してください。周辺道路・商店等への駐車は固く禁止します。

3 試験の方法及び内容

試験の方法	内容
個別面接	主として人物、識見、職務適性、対人関係能力についての試験

4 合格から採用まで

- (1) 試験の結果、合格者は令和8年3月31日までを登録期間とする合格者名簿に登載されます。
- (2) 採用は、原則として令和7年4月1日付けで、合格者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に採用される人を決定しますので、合格者名簿に登載されても、必ずしも採用されるとは限りません。
- (3) 予算編成その他の状況により、合格者名簿に登載されても採用にならない場合があります。
- (4) 業務の必要に応じて採用を行うため、採用時期・任用期間等は異なる可能性があります。
- (5) 合格発表後、受験資格がないこと又は申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。
- (6) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

5 受験申込手続

申込書等の入手方法	徳島市ホームページから印刷	徳島市ホームページの「職員採用情報」の「会計年度任用職員」内から所定の様式を印刷してください。 ※ 縮小や拡大をせずにA4判の白紙に両面印刷すること。
	市の機関での入手	4階住宅課（市役所本館）
	郵送による請求	封筒の表に「会計年度任用職員申込書請求」と朱書きし、あて先を記入した返信用封筒（140円分の切手を貼った角形2号）を必ず同封の上、徳島市都市建設部住宅課へ送付してください。
申込方法	提出書類	申込書 ※ 申込書（両面）の必要事項を記入し（すべて自書）署名してください。申込区分は「市営住宅使用料の徴収業務（訴訟等事務手続）」としてください。 ※ 写真（縦4.5cm横3.5cm）1枚を申込書の写真欄に貼ってください。
	受付期間	令和7年3月4日（火曜日）～令和7年3月14日（金曜日）【必着】
	提出先	〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市都市建設部住宅課
	提出方法	(1) 郵送の場合は、封筒の表に「会計年度任用職員申込」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記の上、必ず簡易書留で郵送してください。申込受付期間を過ぎた場合は、受付できません。 (2) 持参の場合は、徳島市役所本館4階住宅課へお越しください。 (受付時間：開庁日の8:30から17:00まで)
その他	(1) 提出された書類は、返還できません。 (2) 受験に際して徳島市が収集する個人情報、当該試験及び任用に関する事務以外の目的では一切使用しません。	

6 勤務条件

勤務日	週4日（原則、月曜日から木曜日）勤務日数について相談可 週休日（金曜日、土曜日、日曜日）及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までは休み
勤務時間	週29時間 原則、9：00から17：00まで（休憩45分）
給与	月額 141,448円（地域手当を含む） ※ 徳島市職員として在職期間がある場合、その職歴に応じて、給与月額を決定します。 ※ 今後の給与改定等の状況によって、支給額が変更される場合があります。
諸手当	給与関係の条例、規則等の定めるところにより、地域手当、通勤手当、期末手当（6月・12月）等が支給されます。
休暇	年次有給休暇は任期の初日に12日付与されます。 その他、育児・介護等に係る休暇制度があります。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険の適用があります。
職務	地方公務員法に規定するサービスの各規定が適用されます。（サービスの宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限） ※ 営利企業への従事等の制限（兼業の禁止）については、パートタイム勤務のため適用外となりますが、報告が必要となります。
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 給与支給日：毎月20日・ 健康診断あり・ 採用までに関係条例や規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

7 問い合わせ先

徳島市都市建設部住宅課

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

TEL 088-621-5285